

建設業者監督処分簿

1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	安全施設株式会社	代表者名	西富 幸一
主たる営業所の所在地	佐賀県佐賀市大和町川上 153-1		
許可番号	佐賀県知事許可 (般-28) 第 4655 号	許可を受けている 建設業の種類	と、塗

2 処分に関する事項

処分年月日	平成 29 年 4 月 28 日	処分を行った者	佐賀県知事
根拠法令	建設業法第 28 条第 3 項 (同条第 1 項第 2 号該当)		
処分の内容 (営業の停止処分)			
1 停止を命ずる営業の範囲			
建設工事に関する営業のうち、公共工事に係るもの			
(注)「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法 (昭和 40 年法律第 34 号) 別表第一に掲げる公共法人 (地方公共団体を除く。) 又は建設業法施行規則 (昭和 24 年建設省令第 14 号) 第 18 条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律 (平成 11 年法律第 117 号) 第 2 条第 2 項に規定する特定事業に係る建設工事をいう。			
2 営業停止の期間			
平成 29 年 5 月 15 日から平成 29 年 6 月 28 日までの 45 日間			
処分の原因となった事実			
安全施設株式会社は、少なくとも平成 25 年 1 月 31 日から平成 28 年 7 月 31 日 (決算期変更を含む) を審査基準日とする 5 期間にわたり借入金等を過少に計上するなどして得た不正な経営状況分析結果を用いて虚偽の経営事項審査申請を行っていた。また、平成 26 年 1 月 31 日から平成 28 年 7 月 31 日 (決算期変更を含む) の 4 期間にわたり完成工事高の水増しを行っていた。			
さらに、同社はこの虚偽の申請により得た経営事項審査結果通知書を公共工事の発注者に提出し、入札参加資格申請を行った。			
このことは、建設業法第 28 条第 1 項第 2 号に該当すると認められる。			
その他参考となる事項	同社の役員 (代表取締役 1 名) に対して建設業法第 29 条の 4 第 1 項に基づく営業禁止処分 (同範囲、同期間) を行った。		